

デジタル庁
○ 総務省 令第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	
<p>三 機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下</p>	<p>目次 「第一章・第二章 略」 第三章 個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九） 「第四章―第六章 略」 附則 （個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置） 第十九条 法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三において同じ。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。 （カード代替電磁的記録の記録事項） 第三十九条 法第二条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 次のイからヘまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあつては、イからホまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。） イ 氏名 ロ 住所（国外転出者にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届に記載された転出の予定年月日） ハ 生年月日 ニ 性別 ホ 個人番号 ヘ 本人の写真 二 カード代替電磁的記録利用者が法第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うに際して電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録利用者符号」という。）と当該カード代替電磁的記録利用者（以下「カード代替電磁的記録利用者」という。）と当該カード代替電磁的記録利用者の使用に係る移動端末設備（法第十八条の二第二項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録利用者検証符号」という。）</p>	<p>改正後</p>
<p>三 機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下</p>	<p>目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 個人番号カード（第十六条―第三十九条） 「第四章―第六章 同上」 附則 （個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置） 第十九条 法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。 第三十九条 削除</p>	<p>改正前</p>

「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であつて、第三十九条の五第五項第一号に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報

（電子署名の基準）

第三十九条の二 法第二条第八項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が楕円曲線上の点がなす大きさ二百五十六ビット以上の群における離散対数の計算の有する困難性に基づくものであることとする。

〔新設〕

（法第十八条の二第一項に規定する電磁的記録媒体）

第三十九条の三 法第十八条の二第一項の主務省令で定める電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

〔新設〕

（法第十八条の二第二項に規定するカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信の方法）

第三十九条の四 法第十八条の二第二項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信は、移動端末設備の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

〔新設〕

（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五 機構は、法第十八条の二第三項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を申請者に送信しなければならない。

〔新設〕

2 前項の規定による送信を受けた申請者は、当該送信を受けた移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体（法第十八条の二第一項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下この章において同じ。）において、二組以上のカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号を作成し、これらを当該電磁的記録媒体に記録するものとする。

3 前項の規定によるカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

4 申請者は、第二項の規定による記録をしたときは、記録したカード代替電磁的記録利用者検証符号を機構に対し送信するものとする。

5 前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うこと。

二 カード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であつて、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であつて、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第

二項において同じ。)を用いて電子署名を行うこと。

6] 法第十八条の二第三項の規定によるカード代替電磁的記録の発行は、機構の使用に係る電子計算機によるものとし、発行するカード代替電磁的記録の数は、二以上とする。

7] 第一項に規定する確認の結果の送信及び法第十八条の二第三項の規定によるカード代替電磁的記録の送信並びに第四項の規定によるカード代替電磁的記録利用者検証符号の送信は、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによつて行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(カード代替電磁的記録の記録に係る暗証番号等の設定)

第三十九条の六 法第十八条の二第四項の規定により申請者がカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、当該申請者は、当該電磁的記録媒体に記録されたカード代替電磁的記録利用者符号を利用するために用いる生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を移動端末設備の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。第三十九条の二十一において同じ。)又は暗証番号を設定するものとする。

(カード代替電磁的記録の記録に係る手続)

第三十九条の七 法第十八条の二第四項の規定により申請者がカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行わなければならない。

一 カード代替電磁的記録の利用方法その他のカード代替電磁的記録の利用に関する重要な事項についての提示を行うこと。

二 その他主務大臣が必要と認める措置

(カード代替電磁的記録の有効期間)

第三十九条の八 法第十八条の二第五項の主務省令で定める期間は、カード代替電磁的記録の発行の日から起算して一月とする。

(カード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出)

第三十九条の九 カード代替電磁的記録の利用者は、機構に対し、その者が発行を受けたカード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出をすることができる。

2] 前項の届出は、機構が定める方法により行うものとする。

(カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等)

第三十九条の十 法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 カード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき。

二 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき(当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。)

2] 法第十八条の二第八項の規定による機構への届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一 法第十八条の二第九項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができず状態が継続するときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。

二 カード代替電磁的記録の有効期間内にカード代替電磁的記録利用者の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）の前日が経過したとき。

三 カード代替電磁的記録利用者から機構に対し、第三十九条の九第一項の規定による届出があつたとき。

2 前項に規定する場合のほか、カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号が漏えいし、滅失し、又は毀損した場合にも、当該カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号に係るカード代替電磁的記録は、その効力を失うものとする。

3 機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（カード代替電磁的記録利用者の失効に係る通知）

第三十九条の十二 法第十八条の二第十項の規定によるカード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由）

第三十九条の十三 法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由は、第三十九条の十一第一項第一号又は第二号に掲げる場合とする。

（市町村の長へのカード代替電磁的記録の発行又は失効に係る通知の方法）

第三十九条の十四 法第十八条の二第十二項の規定による市町村の長に対する通知は、これを暗号化して行うものとする。

（市町村の長に通知する事項）

第三十九条の十五 法第十八条の二第十二項の主務省令で定める事項は、当該カード代替電磁的記録を発行した旨又は当該カード代替電磁的記録の効力が失われた旨とする。

（カード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務）

第三十九条の十六 法第十八条の二第十三項の主務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 カード代替電磁的記録の利用を一時停止する旨の届出の受付に関する事務

二 カード代替電磁的記録に係る住民からの問合せへの対応

（運用規程）

第三十九条の十七 機構は、カード代替電磁的記録に係る業務の実施のための手続その他必要な

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

(カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理の方法)

第三十九条の十八 カード代替電磁的記録利用者は、次に掲げるところにより、カード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理をしなければならない。

- 一 カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。
- 二 第三十九条の六の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

(電磁的記録の保存)

第三十九条の十九 機構は、カード代替電磁的記録の発行及び失効等に係る電磁的記録を次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 法第十八条の二第一項の規定によるカード代替電磁的記録の申請に係る電磁的記録 当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十五年を経過する日
 - 二 法第十八条の二第八項の規定による届出に係る電磁的記録 当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十年を経過する日
 - 三 法第十八条の二第九項の規定によるカード代替電磁的記録の失効に関する電磁的記録 当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日
 - 四 内閣総理大臣が行う法第十八条の三第一項の規定に係る電磁的記録 当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日
 - 五 内閣総理大臣が行う法第十八条の四第一項の規定に係る電磁的記録 当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日
- (カード代替電磁的記録に関する技術的基準)
- 第三十九条の二十 カード代替電磁的記録に関する技術的基準は、主務大臣が定める。
- (カード代替電磁的記録利用者本人がカード代替電磁的記録の送信を行ったことを確認するための措置)
- 第三十九条の二十一 法第十八条の三第一項第三号の主務省令で定める措置は、第三十九条の六の規定により設定した生体認証符号等の使用又は暗証番号の入力とする。
- (法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準)
- 第三十九条の二十二 法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 電磁的記録媒体にアクセスすることができる機能を有するものであること。
 - 二 カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。
 - 三 カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、当該送信に係るカード代替記録事項を確認することができる機能を有するものであること。
 - 四 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。

六 法第十八条の四第一項及び第二項に規定するプログラムと正常に通信できる機能を有するものであること。

七 前号の通信を暗号化して行う機能を有するものであること。

(カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定に係る公示の方法)

第三十九条の二十三 法第十八条の三第二項の規定による同条第一項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定の取消し等)

第三十九条の二十四 内閣総理大臣は、法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムが同項各号に掲げる基準に適合しなくなったときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

(カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置)

第三十九条の二十五 法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。

(カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置)

第三十九条の二十六 法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 第三十九条の五第五項第二号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

二 第三十九条の五第五項第一号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

(法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能)

第三十九条の二十七 法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一 法第十八条の三第一項に規定するプログラムと正常に通信できる機能

二 前号の通信を暗号化して行う機能

(カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定に係る公示の方法)

第三十九条の二十八 法第十八条の四第三項の規定による同条第二項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定の取消し等)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第三十九条の二十九 内閣総理大臣は、法第十八条の四第二項の認定を受けたプログラムが同条

〔新設〕

第一項各号に掲げる機能を有しないと認めるときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

(情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等)

第四十六条 令第二十九条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

〔2 略〕

3 令第二十九条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

(情報提供等の記録等)

第四十七条 〔略〕

2 情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二十九条に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

〔3 略〕

(法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第四十八条 第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第三十一条において準用する令第二十六条第一項
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第三十一条において準用する令第二十六条第五項
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第三十一条において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第三十一条において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第三十一条において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第三十一条において準用する令第二十七条第六項

第四十八条 〔同上〕

(法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五項
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第二十九条の二において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第六項

(情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等)

第四十六条 令第二十八条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

〔2 同上〕

3 令第二十八条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

(情報提供等の記録等)

第四十七条 〔同上〕

2 情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二十八条に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

〔3 同上〕

<p>第四十六条第一項</p>	<p>第二十九條</p>	<p>第三十一條において準用する令</p>	<p>第二十九條</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>第四十六条第三項</p>	<p>第二十九條</p>	<p>第三十一條において準用する令</p>	<p>第二十九條</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>(利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任)</p>			
<p>第四十九條 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六號）第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三條第一項に規定する電子計算機及び法第二十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。</p>	<p>第四十九條 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六號）第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三條第一項に規定する電子計算機及び法第二十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。</p>	<p>〔一・二 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p>
<p>〔2・3 略〕</p>			
<p>(交付金)</p>			
<p>第五十條 委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。</p>	<p>第五十條 委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。</p>	<p>〔2 略〕</p>	<p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

附 則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。